

# 春闘でストライキを構えて要求実現へ、 さらに「第二の春闘」として

——郵政ユニオンのたたかい

上平 光男

## ① たたかう方針を確立し 24 春闘へ

郵政産業労働者ユニオン（郵政ユニオン）は 2 月に第 12 回中央委員会を開催し、①すべての社員に物価高騰分を上回る大幅賃上げ、②同一労働同一賃金を要求の柱とする非正規労働者の均等待遇の実現、③喫緊の課題である要員不足の解消に向けた大幅増員を勝ち取るなどの要求を掲げ、24 春闘を全組合員の参加でたたかうことを決定した。

24 春闘の賃上げ要求額については、郵政ユニオンと郵政倉敷労働組合が事務局団体の「郵政リストラを許さず労働運動の発展をめざす全国共同会議」（以下、「全国共同会議」）が、組合員以外の多くの労働者からも寄せられた春闘アンケート結果に基づき決定した。

郵政ユニオン本部は、2 月 14 日に 24 春闘要求書を郵政グループ各社に提出し、第 1 回賃金交渉を行って、24 春闘をスタートさせた。

また、中央委員会決定に基づき、ストライキを背景に要求の獲得に向けた交渉を推し進めるためにストライキ権確立の一票投票を取り組んだ。スト権は 70.21% で批准され、これを受けて、2 月 24 日の中央執行委員会を中央闘争委員会に切り替え、24 春闘のたたかいを展開した。

## ② 第一波行動

第一波の全国統一行動として、3 月 1 日に「郵政で働く非正規社員の均等待遇と正社員化を求める本社前集会」を「全国共同会議」主催で開催し、「郵政に働く非正規社員の均等待遇と正社員化を求める要請署名」を集会に先立って日本郵政本社へ提出した。

今回は、全国から寄せられた 1 万 5,519 筆を提出し、09 年からの累計で 40 万 1,853 筆となっている。集会には各地から組合員や支援にかけつけた友誼団体など 130 人が結集し、全労連の小畑雅子議長や全労協の関口広行事務局長、大椿裕子参議院議員（社民党）から連帯あいさつがあった。非正規雇用で働く東海・近畿・中国・九州の組合員が、深刻な要員不足の解消、均等待遇と正社員化、公正で客観的な人事評価、安心して暮らせる賃上げなどを訴えた。

同日、衆議院第一議員会館で院内集会を開催し、約 60 人が参加した。伊藤岳参議院議員（日本共産党）、福島みずほ参議院議員（社民党）がかけつけ連帯あいさつをし、建交労軽貨物ユニオンの高橋委員長は、軽貨物ドライバーの組織化とヤマト運輸問題について特別報告をした。

非正規社員からは、「土曜休配で週末の業務量が増え、要員が不足」「トリプルワークで働く深夜勤専門の労働者が亡くなった。掛け持ちして働く人が全国的に多いのではないか。時給1,500円以上になれば生活が楽になる」「育休を取らしても人を入れず、現場にその負担を転嫁している」「同じ仕事なのに正社員と時給が違うのは納得できない」「一般職の手取りは非正規と変わらず、非正規の方がまし」「寒冷地手当は最低賃金に含まれていると地裁では負けたが、地域最賃は生活できる最低レベル。ここで負けるわけにはいかない」「会社は何にでも格差をつけたがる。同一労働同一賃金にしてほしい」など切実な訴えがあった。

### ③ 賃金交渉経過

賃金交渉を6回行い、第3回交渉では①すべての社員の大幅賃上げ、②非正規社員の処遇改善と正社員化、③大幅増員の3つの要求を柱にダイバーシティ・ジェンダー平等に関する要求を加えて主張した。

3月7日の第4回交渉で会社は「貴労組の主張を踏まえベア実施に向け検討中」とベア実施の方向で動いていることを示し、12日には「ベア1.1%」「今回は定期昇給を完全実施する。ただし、23春闘で示した一般職と地域基幹職の統合に向けて、定期昇給の廃止を含めて、人事制度の在り方を検討していきたい」と現時点での考えを明らかにした。

回答指定日である3月13日に第5回交渉を行ったが、会社は「鋭意検討中」として要求回答を示さなかった。組合は、4日に争議行為の10日前通知を本社、厚生労働省、中央労働委員会に行い、11日に72時間前通知を実施した

ことに触れながら、会社に対し早期の正式回答を求め、争議については早期の回答を待って判断すると通告した。

翌3月14日21時の段階で会社からの連絡・回答はなく、翌日にストライキを配置していることから、本部はこれ以上待っても交渉ができていない状況ではなく、不誠実な対応と判断し、「ストライキ指令」を発出した。

日本郵政グループはその後、14日「21時30分オープン」として正式回答を提示、「社会情勢など賃上げの機運にある」との認識を示しながらも、経営環境の厳しさとコスト負担を理由に正社員のベアは低額、時給制契約社員のベアはゼロというものだった。

### ④ 第二波行動

第二波の全国統一行動として取り組まれた15日の全国的なストライキでは、「時給制契約社員へのベアゼロ回答」「物価高騰に追いつかない正社員等への低額回答」などに対する怒りの行動として、昨年を大きく上回る全国20職場で非正規22人を含む58人の組合員が各地で一斉に決起した。集会やストライキ支援早朝宣伝など全国各地で地域の仲間と連帯しながら創意工夫したとりくみが展開された。

日本郵政本社前でもストライキ突入集会が開催され、全労連、全労協の代表、支援者を含め90人が参集し、景気回復に背を向け大幅な賃上げの重要性が社会的にも指摘されているにもかかわらず、いまだ賃金抑制に固執する日本郵政グループの姿勢を批判した。

## 5 ストライキ後の第6回最終交渉

郵政ユニオン本部は、3月19日の第6回交渉で「争議行為予告通知を3月11日に行っていることから、会社からの早い段階での正式回答を待って、回答を分析・検討したうえで判断したいと考えていたが、会社側から検討状況の説明もなく『21時30分オープン』として正式回答が行われた。会社側もこの時間まで検討を積み重ねてきたことは理解するが、3月13日を回答指定日としている郵政ユニオンに対し、すべての項目に対して回答が出そろっていない段階であっても、第一次回答、第二次回答という形で文書回答することが『誠意ある交渉』『誠実な交渉』と言えるのではないか。他労組と妥結した内容をもって、郵政ユニオンに対する『正式回答』とするということは、交渉のあり方として問題があると考えている」と、会社の不誠実な対応に強く抗議した。その上で、シニアスタッフを含め正社員全員へのベア実施や全社員への特別一時金支給は一定程度、受け止めると表明した。

しかし、年間一時金について、これまで統一だったものが、「ゆうちょ銀行」のみ4.5月とした点や、要求の4.5月支給とならなかった点は大いに不満である旨を伝えた。非正規社員の時給引き上げについては「10月の最賃（改定）待ちでなく、4月段階で引き上げることを強く求め、「ゼロ回答に終始した点に到底、納得できない」とあらためて会社の姿勢を強く批判した。

本部は、「時給制契約社員のベアゼロをはじめ物価高騰に見合う賃上げとなっていないなど、要求と乖離・対立する部分が多くあり不満

であるが、これ以上交渉を積み重ねても進展が期待できない」と判断し、24春闘新賃金交渉をやむなく打ち切り、要求書について整理した。

## 6 日本郵便輸送との春闘交渉経過

郵政ユニオン本部は、日本郵便輸送本社に対しても、2月14日に春闘要求書を提出して3月7日に第1回交渉を行った。①初任給をはじめ基本給や時給の大幅な引き上げ、②労働安全の徹底、③計画年休制度の見直し、④「2024問題」での運転手不足など労働条件の改善、⑤ハラスメント防止策、⑥労使関係（協約の締結）、⑦物価高騰の中での特別手当の支給、⑧年間一時金4.5月支給などについて趣旨説明をし、3月13日までに回答するよう主張した。

会社からは、3月13日に1次回答、25日に2次回答、26日に最終正式回答があり、「社員1人25,000円の財源を用いての勤続給・職能給の改正」「年間一時金4.3月」などの要求前進を勝ち取った。

## 7 ストライキを背景に交渉で要求前進

郵政ユニオンは、「すべての社員への大幅賃上げを勝ち取る24春闘」として、ストライキを背景に回答を引き出すために交渉を積み重ね、定期昇給の完全実施、2年連続のベア回答などの成果を勝ち取った。

具体的には、①定期昇給は完全実施、②正社員1人2,900円（基本給2,800円）のベースアップ、③月給制契約社員の基本賃金5,100円の改善、④新卒初任給の1万円以上の改善、⑤全社員対象とした「特別一時金」15,000円の支給、

⑥自動車通勤手当のガソリン価格の平均額決定を過去2年から1年に短縮、⑦人間ドック受診を、35歳以上50歳未満の偶数年齢社員も助成の対象とする、⑧定期健康診断受診対象者のうち35歳未満（30歳を除く）における血液検査の必須化、⑨介護部分休業の取得上限延長、子の看護休暇の拡充、介護両立支援にかかる法改正の先行導入など、である。

要求が一步前進したことを受けて、春闘において要求を高く掲げてストライキを背景に交渉を積み重ねてたたかうことが重要であり、あきらめないことの重要性が教訓となった。25春闘へとつないでいく。

## 8 最低賃金改定を第二の春闘、そして秋闘に位置付けて

日本で時間額1,500円未満で働く労働者は、正規労働者も含めて2,823万人、全労働者の49.8%を占めると言われている。郵政の職場でも社員全体の約47%が時給制で働く非正規労働者だ。

郵政ユニオンは春闘において、ストライキを背景に非正規社員の賃金引き上げ（郵政の最賃は、地方最賃の1円単位を切り上げ、それに20円をプラスするが、その20円を200円へ引き上げることを要求している）を繰り返し要求してきた。24春闘においても、春闘期における賃上げを拒否し、時給制契約社員へはベアゼロ回答であった。この回答に対し、郵政ユニオンは物価高に負けない賃上げを会社が率先して行うことを求めてストライキを構えて交渉を行ってきた。しかし、会社は姿勢を変えることなく、低待遇によって苦しい生活を余儀なくされる社員の思いに背を向け続けている。

何年も続く物価高騰は、経済的により脆弱な人たちに影響を及ぼし、職場からは「給料が減るからゴールデンウィークは嬉しくない」「3食きちんと食べられない、昼食はスーパーの安売りのカップラーメン1個」「エアコンがあっても使わない」「買い物は業務用スーパーでまとめ買いをしているが、牛乳は高いのでここ何年も低脂肪乳しか買っていない」「具合が悪くても医者に行けない」「住居手当がなく家賃が大きな負担になっている」などの、命さえ脅かされかねない悲痛な声が聞こえている。

この状況を打破するために、これまでも全労連・全労協・最低賃金大幅引き上げキャンペーン委員会が展開する最低賃金改定に向けた最賃運動に積極的に参加している。そして、最賃運動で「声を上げなきゃ」「声を上げていくことが、最賃大幅引き上げとなるよ」など、職場内外（社会的・地域的）での行動で、自らの利益と多くの労働者の利益を獲得するために、「第二の春闘、そして夏闘・秋闘」として位置付けて取り組んでいる。

最低賃金は、7月25日に中央最低賃金審議会でも目安額全国一律50円の答申が出され、それをもとに地方最低賃金審議会で上乘せの議論を経て、8月にその年の改定額が決まり、10月上～中旬に地域別最低賃金額が発効される。

そのため、郵政グループの郵政最賃については、毎年8月末までに「時給制契約社員の最低賃金引き上げに関する要求書」を提出して交渉を行い、地域別最賃の発効と合わせ、郵政でも基本的に10月1日付で郵政最賃が改定される。この大きな流れの中で、地方最低賃金審議会への要請行動や、郵政最賃改定に向けた宣伝・行動を取り組んでいく。

（うえひら みつお・郵政ユニオン書記次長）